凡　例

一、以下の原稿は各木簡出土地の調査機関に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および釈文の記載形式については編集担当の責任において調整した。

一、原稿の配列順序はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである（六頁第二図参照）。

「　」　木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す。

＜　木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

〜〜　抹消した字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

■■　抹消により判読困難なもの。

□□□　欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□□　欠損文字のうち字数が推定できるもの。

□□　欠損文字のうち字数の数えられないもの。

×　前後に文字のつづくことが推定されるが、折損により文字が失われているもの。

『　』　異筆、追筆。

／　合点。

・　木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

〔　〕　校訂に関する注で、原則として釈文の右傍に付し、本文に置き換えるべき文字を含む場合。

カ　編者が加えた注で疑問の残るもの。

ママ　文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

……　同一木簡と推定されるが折損等により直接つながらず、中間の文字が不明なもの。

‖　組版の関係で一行のものを二行以上に組まければならなかった場合、行末・行初にこの符号をつけた。

一、地図中の▼は木簡の出土地を示す。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、つぎの一五型式からなる（六頁第一図参照）。

011型式　短冊型。

015型式　短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

019型式　一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

021型式　小形矩形のもの。

022型式　小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

031型式　長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

032型式　長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

033型式　長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

039型式　長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

051型式　長方形の材の一端を尖らせたもの。

059型式　長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

061型式　用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

065型式　用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

081型式　折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

091型式　削屑。

広島・草戸千軒町遺跡では、右の一五型式では表現しがたい木簡について、次のような型式番号を使用されている。

016型式　短冊型で両端を圭頭にしたもの。

017型式　短冊型で一端を圭頭にしたもの。

034型式　長方形の材の一端の左右いずれかに切込みをいれたもの。

073型式　表面が長方形の角材の一端に孔を穿ったもの。

074型式　削り込んだ角材の一端に孔を穿ったもの。

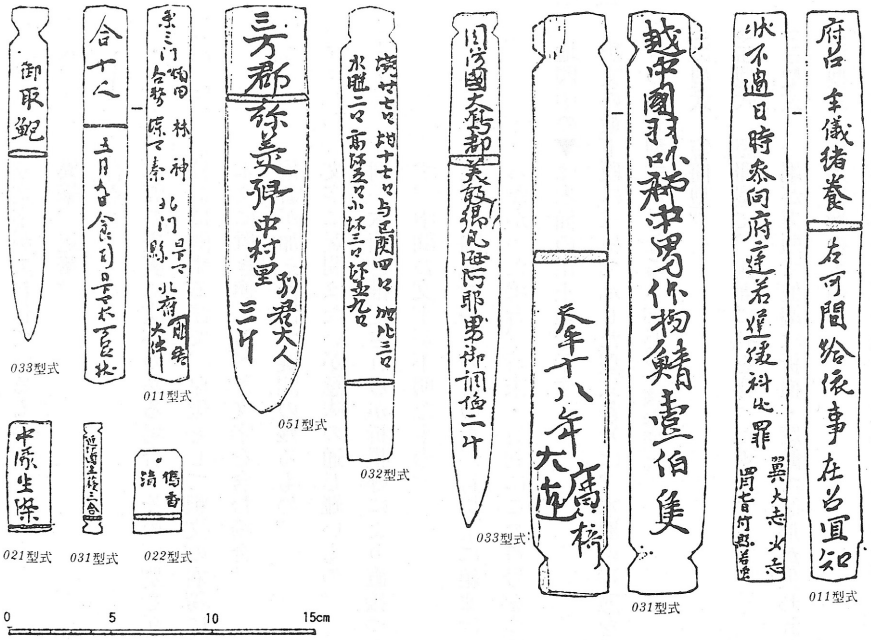

第１図　木簡の形態分類

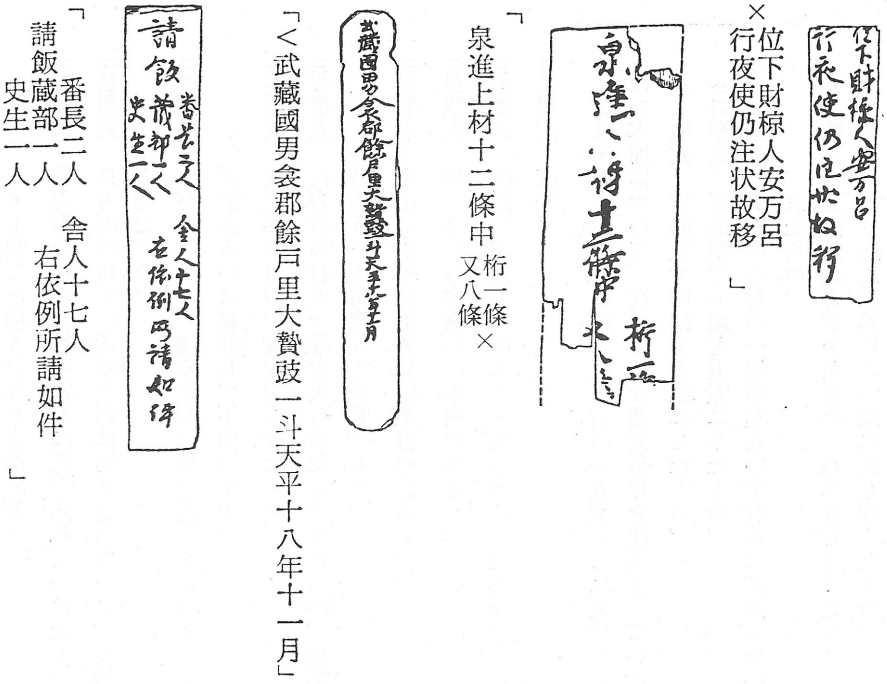

「位下財稼人安万呂
行夜使仍注状故移」

「泉進上材十二條中　桁一條
又八條」

「〈武藏國男衾郡餘戸里大贄豉一斗天平十八年十一月」

「請飯　番長二人　舎人十七人
蔵部一人　右依例所請如件
史生一人」

第２図　木簡釈文の表現法